

相続税の申告書 第1表の付表5

特定一般社団法人等に課される相続税額の計算明細書



		被相続人		
この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。		特定一般社団法人等の名称		
1 遺贈により取得したものとみなされる金額の計算（注） 第1表の付表5（別表1）において明細を作成してください。				
相続開始の時ににおいて特定一般社団法人等有する財産の価額の合計額（円） （第1表の付表5（別表1）の①の価額）		①		
特定一般社団法人等有する債務の金額（円）（第1表の付表5（別表1）の②の金額）		②		
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額（円）（第1表の付表5（別表1）の③の金額）		③		
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額（円）（第1表の付表5（別表1）の④の金額）		④		
相続開始の時ににおける基金の額（円）（第1表の付表5（別表1）の⑤の金額）		⑤		
特定一般社団法人等の純資産額（円）（①－②－③－④－⑤）（赤字の場合は0）		⑥		
相続開始の時ににおける同族理事の数（第1表の付表5（別表1）の⑥の数）に1を加えた数		⑦		
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したものとみなされる金額（円）（⑥÷⑦） （注） ⑧の金額を第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記するとともに、「備考」欄に「第1表の付表5のとおり」と記入します。		⑧		
2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算（第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。）（単位：円）				
相続税額から控除する法人税等に相当する額（第1表の付表4の⑭の金額）		⑨		
相続税の差引税額（第1表の⑯の金額）		⑩		
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（第1表の付表4の②の金額）		⑪		
相続税の課税価格（第1表の⑥の金額）		⑫		
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額（⑩×⑪÷⑫）		⑬		
控除額（⑨の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額）		⑭		
3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算 特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。 （注） 第1表の付表5（別表2）において明細を作成してください。（単位：円）				
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額（第1表の付表5（別表2）の①の金額）		⑮		
⑮の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額 （第1表の付表5（別表2）の②の金額）		⑯		
控除対象金額（⑮－⑯）		⑰		
4 申告納税額（納付すべき税額）の計算 （注） ⑳の金額を特定一般社団法人等の第1表の㉑欄に転記します。（単位：円）				
⑱ 相続税額の差引税額 （第1表の⑯の金額）	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額（⑭の金額）	⑳ 相続税額から控除する贈与税及び相続税の税額（⑰の金額）	㉑ 申告納税額（納付すべき税額） （⑱－⑲－⑳） （赤字の場合は0）	
5 控除対象税額の残額の計算（（⑱－⑲－⑳）の計算が赤字の場合のみ、記入します。）（単位：円）				
㉑の金額のうち、「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」において控除した金額 （⑱－⑲）		㉒		
控除対象税額の残額（㉑－㉒）		㉓		